

一般財団法人日本国際政治学会 国際交流委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本国際政治学会（以下、本会と言う）国際交流委員会の組織と任務に関して必要な事項を定める。

(国際学術交流事業)

第2条 本会は、本会会員による研究の成果の海外発信および海外研究者の招聘等の事業を財政的に支援すること等を通じて、学会の国際学術交流の発展に寄与する。

(国際交流委員会)

第3条 前条の目的を達成するため、国際交流委員会を設置する。国際交流委員会は、主任、副主任および三人の委員（任期二年）をもって構成され、海外への研究成果発信支援、海外からの研究者の招聘支援等にあたる。

(研究成果の海外報告支援)

第4条 国際交流委員会は、助成の目的、助成額、申請手続きを特定して、会員の研究成果の海外における報告に対する助成申請を募集することができる。

2 本会一般会員のうち、申請時点において一年を超えて会費を滞納しておらず、前回の受給から10年以上が経過した会員は助成申請資格を持つ。これに該当しない場合には助成申請を受理しない。

3 受給者候補の選定は国際交流委員会がこれを行う。理事会の承認を以て、最終的に受給者が確定する。

4 受給者は所定の期日までに、所定の報告書を作成し、これを国際交流委員会主任に提出する。

(研究成果の海外発信支援)

第5条 国際交流委員会は、学会奨励賞受賞論文の翻訳作業に対して助成を行う。

(海外からの研究者の招聘)

第6条 国際交流委員会は、海外の学術団体等との間で研究交流の機会を企画し、研究者を招聘する。

(海外からの研究者の招聘支援)

第7条 国際交流委員会は、助成の目的、助成額、申請手続きを特定して、海外からの研究者の招聘に対する助成申請を募集することができる。

2 本会一般会員が、招聘企画責任者として招聘を企画し、助成を申請する資格を持つ。

3 助成対象企画の選定は国際交流委員会がこれを行う。理事会の承認を以て、最終的に受給者が確定する。

4 招聘企画責任者は、所定の期日までに、所定の報告書を作成し、これを国際交流委員会主任に提出する。

附則 この規程は、平成26年3月21日から施行する。